

給 与 規 程

第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人 Peace & Nature(以下「P&N」という)の職員の給与の支給に関する事項を定めたものである。但し、留学生やインターンシップ学生を雇用する場合は、法人と契約者との契約書に沿った支給とする。

第2条（適用範囲）

この規程は、職員として採用された者に対して適用する。

第3条（給与等の定義）

この規程で給与とは、労働の対価として職員に支払われるものをいう。

第4条（給与支給額）

給与支給額は、正規の勤務時間に基づく報酬とし、法人の財務状況を考慮して、契約(試用期間6ヶ月)を交わした上で、適切な人件費を支払うものとする。補助金や委託事業等の支払いに関しては、各事業の予算に基づき、基本給与は、1時間当たり1,010円(兵庫県最低賃金に準ずる)～2,000円の範囲とし、職務遂行能力、役職、勤務形態、技能、経験年数等を総合的に考慮して、各職員の給与支給額を代表理事が決定する。

また、自主事業による報酬については、個別契約に従い、営業活動(新規法人メンバーや新規事業獲得等)の成果に基づく報酬として、契約成立により得られた利益の10%を基準として支払う。支払額の算出方法や支払い時期については別途契約書で定めるものとする。

事業の拡大に伴い、給与規定および報酬体系については、適宜見直しを行い、法人の財務状況や市場状況に応じて調整するものとする。常勤スタッフへの支払いについては、法人の方針に従って、職務内容や業績等に基づき代表理事の判断により決定されるものとする。

第5条（給与計算期間及び締切日）

給与計算期間は、毎月1日から月末までとし、月末を締切日とする。

第6条（給与の支払日）

給与は、翌月初めに各職員から提出された月次活動記録に基づき、翌月の5日に支払う。

第7条（給与の支払方法）

1. 給与は、職員が指定した本人名義の預貯金口座へ振り込むことによって支払う。
2. 所定の手続きにより給与の振り込みを受ける預貯金の口座を法人に届け出なければならない。

3. 新たに採用した者に対しては、試用期間中(6カ月間)とし、雇用契約に沿って支払う。
4. 負傷または疾病のため引き続いて欠勤したときの給料については支払わない。
5. 私事のため欠勤したときは、給料及び諸手当を日割・時間割計算によって控除する。
6. 懲戒により出勤停止を命じられたときは給料を支給しない。

第8条 (給与からの控除)

次の各号の金額は本人との話し合いの上で給料より控除する。

- (1) 給与所得税
- (2) 健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料および雇用保険料

第9条 (労働時間)

所定労働時間は、個別に雇用契約書において定める。

第10条 (交通費)

職員の交通費は、旅費交通費規程で定めるものとする。

第11条 (改 廃)

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

1. この規程は、2024年(令和6年)4月1日から施行する。
2. 2025年(令和7年)3月19日に、第4条を見直し、本規程を改定する。